

【令和7年1月1日改訂版】

# 「地縁による団体」

## 認可の手引書

鹿児島市 市民文化部 地域づくり推進課 作成

## 目 次

地縁による団体の認可について . . . . .	1
認可に至る業務の流れについて . . . . .	2
認可を受けるまでの手順、認可後の手続き . . . . .	3
認可を受けるための4つの要件 . . . . .	4
認可申請手続 . . . . .	5 ~ 6
規約について . . . . .	7 ~ 8
規約例 . . . . .	9 ~ 12
質疑事項 . . . . .	13 ~ 17
認可申請書 (様式) . . . . .	18
総会議事録 (抄本) (様式) . . . . .	19
構成員 (会員) 名簿 (様式) . . . . .	20
承諾書 (様式) . . . . .	21
告示事項変更届出書 (様式) . . . . .	22
規約変更認可申請書 (様式) . . . . .	23
地縁団体証明書交付請求書 (様式) . . . . .	24
地縁団体名による財産登記について . . . . .	25
地方自治法 / 地方自治法施行規則 . . . . .	26 ~ 37

## 地縁による団体の認可について

### □地方自治法改正の趣旨とその内容

- ① かつて、いわゆる町内会、自治会等には法人格が与えられていなかったため、集会所や子供広場などの共有財産の当該団体の名義での不動産登記ができず、財産上の種々の問題が生じていました。

そのため、地方自治法が平成3年に一部改正され「地縁による団体」として市町村長の認可を受けることで、団体名義での不動産登記ができるようになりました。

- ② この制度は地縁団体を対象にしています。

地方自治法では、町内会、自治会等は「地縁による団体」と定義されています。「地縁による団体」とは、町内会、自治会等、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のことです。

高齢者クラブや青年団、商店会（街）、町を美しくする会などのように特定の活動や、目的を有する団体は地縁による団体には該当しません。

(高齢者クラブはある一定年齢以上の方々による相互親睦の団体。町を美しくする会は緑化美化などを行う団体。商店会は商業をしている方々の団体。)

- ③ 以前は不動産を保有している若しくは保有する予定があることが認可要件の1つでしたが、令和2年の第11次一括法による法の改正に伴い不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うことを目的に認可を取得できます。

- ④ 団体名義での不動産登記をするため、市町村長の認可を受けるという意思決定は、認可を受ける前の町内会等の規約に基づいた正式な手続に従って開催される総会に諮る必要があります。

(単に全員が集まって決めるということではなく、規約や正式な手続に基づいて意思決定をする必要があります。意思決定は、あくまでも自治会の自主的な判断で行うこととなります。)

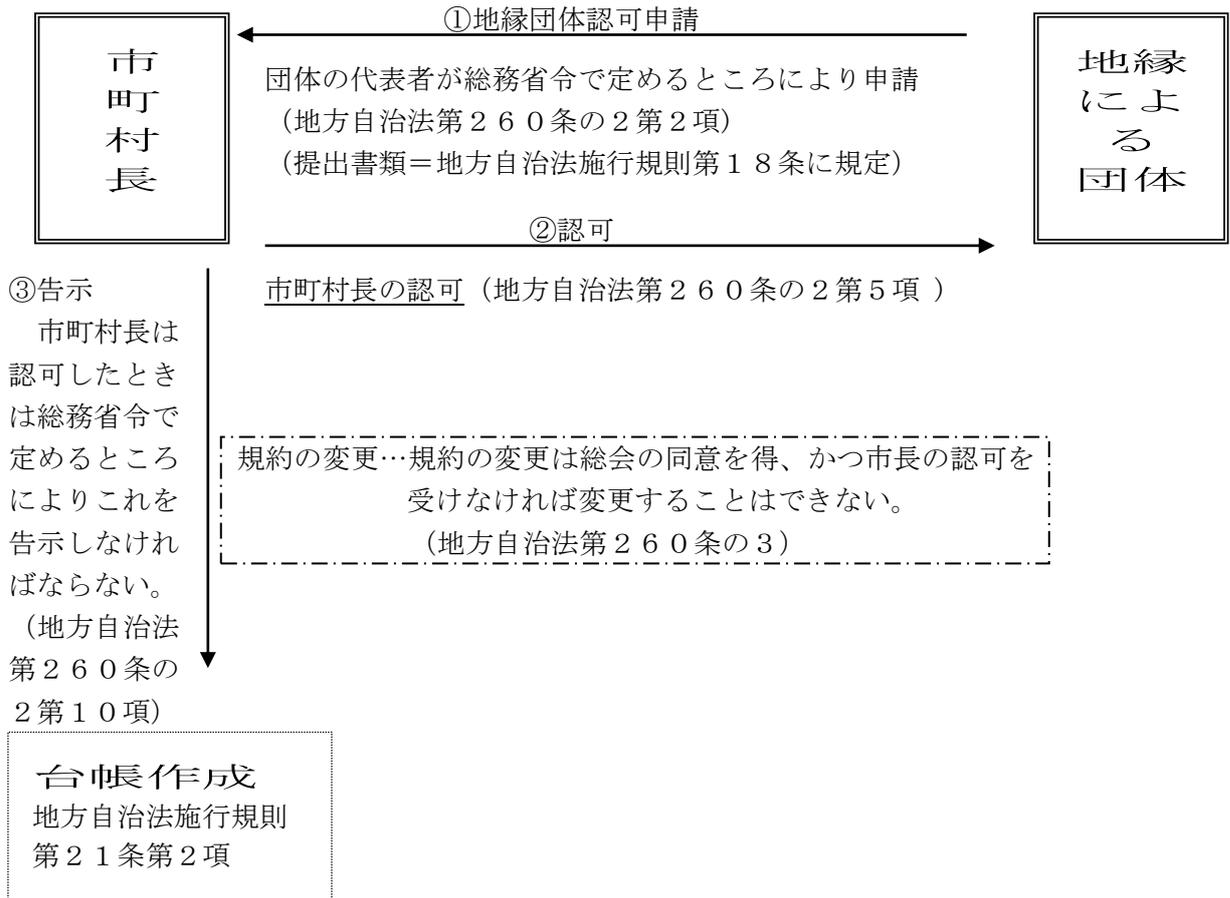
- ⑤ 総会では、規約、構成員、代表者についても、併せて意思決定をすることが必要です。

- ⑥ 総会での意思決定後、認可申請の手続をとることになります。

### ※参 考

市町村は、地縁による団体に対して一般的監督権限を有しないことから、組織編成や運営に関して、指導や介入はできません。

## 認可に至る業務の流れについて



## 証明書の交付について

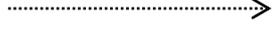
### ①証明書の交付請求

何人も、市町村長に対し総務省令で定めるところにより、告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。

(地方自治法第260条の2第12項)

(詳細は  
地方自治法施行規則第21条第1項)

### ①証明書の交付請求



### ②証明書の交付



### ②証明書の交付

市町村長は台帳を作成し、証明書交付の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

(地方自治法施行規則第21条第2項)

## 認可を受けるまでの手順

### (1) 整備する事項

①規約

②構成員の名簿 等

※規約の整備については、7～12ページを参照。

### (2) 総会での議決

認可を受ける前の町内会の規約に基づいた正式な手続きに従って開催される総会に諮り、下記の事項について総会での決定が必要。

①地縁による団体として認可を受けるために申請を行うことについて

②整備後の規約の制定について

③代表者の選出について

総会での決定の後、議事録（抄本で可）を作成。

### (3) 申請

地縁による団体の代表者が、総務省令で定めるところにより申請。

（申請手続きについては5～6ページ参照）

### (4) 認可

市長は、要件を満たしていれば認可し、認可手続き完了後に代表者へ通知文を送付。

## 認可後の手続き

### (1) 規約を変更した場合

規約の変更は総会の同意を得、かつ市長の認可を受けなければ効力を生じないため、規約変更認可申請書（23ページ参照）に総会議事録（抄本で可）を添えて、総会議決後速やかに提出してください。

なお、その変更内容に告示事項が含まれている場合は、次の（2）も必要です。

### (2) 告示事項に変更があった場合

代表者が、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて、告示事項変更届出書（22ページ参照）を市町村長に提出する必要があります。

この届出に基づく告示事項変更の告示が行われない限り、その変更部分について第三者に対抗できません。

[告示事項]

①名称 ②規約に定める目的 ③区域 ④主たる事務所 ⑤代表者の氏名及び住所

⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

⑦代理人の有無 ⑧規約に解散の事由を定めたときは、その事由 ⑨認可年月日

⑩解散した場合及び清算終了の場合の所要の事項

## □ 認可を受けるための4つの要件

### 1. 活動

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

### 2. 区域

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。  
また、当該地縁による団体が、相当の期間にわたって存在している区域の現況によらなければならないこと。

### 3. 構成員

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

### 4. 規約

規約を定めていること。  
(定めなければならない事項については、7～8ページを参照。)

## □ 認可申請の前に、規約の整備を

### 認可を受ける意思決定は総会で

- ① 「地縁による団体として認可を受ける」という意思決定は、町内会・自治会等の総会で諮る必要があります。
- ② この総会は、認可前の町内会・自治会等の規約に則った正式の手続きに従って開催される総会でなければなりません。したがって、総会招集手続き等を定めた規約が整備されていない場合には、この点の整備をまず行う必要があります。
- ③ この総会では、例えば規約の決定、構成員の確定、区域の設定、代表者の決定等についても、併せて意思決定することが必要です。

## 認 可 申 請 手 続

代表者が、認可申請書に次の書類を添えて市長に提出します。

(地域づくり推進課、または各支所総務市民課)

(※地方自治法施行規則第18条)

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員の名簿
- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 申請者が代表者であることを証する書類
- (6) 参考図書：区域図（加入世帯を色塗りしたもの）

### (1) 規約

⇒ 規約についての説明（7～12ページ）を参照。

### (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

⇒ 一般的には総会の議長及び議事録署名人が署名・押印した総会の議事録（抄本で可）が必要です。

### (3) 構成員の名簿

⇒ ・相当数の者が現に構成員になっているかどうか、ということを確認するものとして、構成員の名簿が必要です。

・ 名簿は世帯ではなく、世帯全員について氏名、住所を記載したものです。  
(世帯を単位とするものや、世帯を構成員とするような団体としての申請は認められません。)

・ 構成員は、区域に住所を有する個人であれば年齢、性別を問われませんので、会員である場合には、子どもの場合も記載する必要があります。

・ 区域外の住民は、構成員になることはできません。

・ 法人、組合については、賛助会員になることはできますが、構成員になることはできません。

- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

⇒ 目的は規約で確認。

「前年度事業報告書」、「本年度事業計画書」、「決算書」、「予算書」が該当。

- (5) 申請者が代表者であることを証する書類

⇒ 総会の議長及び議事録署名人が署名・押印した総会議事録、申請書に添付する代表者の承諾書には代表者の署名又は記名押印が必要です。

- (6) 参考図書：区域図（加入世帯を色塗りしたもの）

⇒ (3) 構成員の名簿とあわせて、区域に住所を有する個人のうち、相当数が構成員となっているかを確認するために必要です。

## 規 約 に つ い て

(※地方自治法第260条の2第3項)

規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 構成員の資格に関する事項
- (6) 代表者に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 資産に関する事項

### (1) 目的

- ⇒ ・ 目的は当該団体の活動の全般を記載してください。
- ・ 地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度で活動内容を具体的に定めてください。したがって、抽象的で、何でもできるという書き方ではなく、具体的に書く必要があります。
  - ・ 例えば、特定の防犯灯の管理、集会施設の維持管理、美化活動など、それを一つか二つ書くということでは、地縁による団体とはなりませんので、活動内容をできるだけ具体的に書いてください。

### (2) 名称

- ⇒ 名称に制限はありませんが、他の法律で使ってはならないと定められている名称は使えません。

### (3) 区域

- ⇒ 区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていることが必要です。すなわち、当該地縁団体の構成員のみならず、当該市町村以外の住民にとっても容易にその区域が認識できることが必要です。

- ①区域については、〇〇町字〇〇の全域の場合は特に問題はありません。
- ②字〇〇の一部を区域としている場合は、地番や住居表示番号で表示することもできます。  
(従来から相当期間活動している区域があれば、飛び地があっても構いません。)
- ③〇〇町字〇〇の〇〇川の北、〇〇川の東などという表現でも、市内の他の住民がその区域を客観的に一義的なものとして認識できる場合には、規約を定めるに当たって河川、道路等で字の区域を分けることもできます。
- ④参考までに地図に区域を示したものを提出してください。

(4) **主たる事務所の所在地**

⇒ 主たる事務所の所在地については、法人（集会所等）の住所となります。  
「本会の事務所は、会長の自宅に置く」という定め方も可能です。

(5) **構成員の資格に関する事項**

⇒ 区域の全員が加入できます。また、正当な理由がない限り、加入を拒むことができないということが規定されていなければなりません。

(6) **代表者に関する事項**

⇒ 代表者の選任の方法、任期、権限、代表者に委任する事項などについて規定します。

(7) **会議に関する事項**

⇒ 総会の招集の方法・手続、議決事項などについて規定します。

(8) **資産に関する事項**

⇒ 資産の種類、管理方法について規定します。  
負債については規定する必要はありません。

# 〇〇〇〇町内会規約（例）

## 第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、会員相互の連絡及び親睦、環境の整備、福祉の増進、防災防犯活動並びに集会施設の維持管理などの地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、本会に次に掲げる専門部を置き、それぞれの専門部は当該各号に定める事業を行う。

- (1) 総務部 広報、連絡、記録及び資産の維持管理に関する事業
- (2) 防災部 防犯灯の維持管理及び危険箇所の点検並びに防火防犯に関する事業
- (3) 衛生部 環境衛生及び地域美化に関する事業
- (4) あいご部 青少年の健全育成、会員の健康保持及びレクリエーションに関する事業
- (5) 〇〇〇部 . . . . .

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇〇町内会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、鹿児島市〇〇〇丁目〇番から◇番までの区域とする。

（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、〇〇に置く。

〇〇…「会長の自宅」。  
集会所に置く場合は「鹿児島市〇〇〇丁目〇番△号」。

## 第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 この会の活動を賛助する者及び法人又は団体は、賛助会員となることができる。ただし、表決権等は有しないものとする。

（会費）

第6条 会員若しくは賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する者で本会に入会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から会長に退会の届け出があった場合

## 第3章 役員

（役員の種類）

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 部長 〇人
- (4) 会計 〇人
- (5) 監事 〇人

（役員を選任）

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 部長は、第1条第2項各号に規定する各部の事業を行う。

4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に必要な書類を管理する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

副会長を2人以上置く場合は、「会長があらかじめ指名した順序によって、」を加える

(役員任期)

第12条 役員任期は○年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項

(2) 予算案及び決算に関する事項

(3) 役員選任に関する事項

(4) 規約の改正に関する事項

(5) その他会の重要事項に関する事項

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日(一般的には10日程度)以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会議長)

第18条 総会議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会議決)

第20条 総会議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

(1) ○○○○○○○○

(2) ××××××××

第2項は世帯単位で1票とする事項がある場合に定める

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

- (3) 活動に伴う収入
  - (4) 資産から生ずる果実
  - (5) その他の収入
- (資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後三か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、鹿児島市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(備付帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

認可日

1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

## 質 疑 事 項

(認可に際して)

### 〔1〕 構成員名簿は世帯全員を記入するのか？

⇒ 構成員は、その区域に住所を有する個人であれば年齢、性別等を問いませんので会員である場合には子どもでも住所・氏名を記載しなければなりません。

### 〔2〕 世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象になるか？ また、表決権を世帯単位で一票とすることはできないか？

⇒ 認可地縁団体の構成員は、個人であり、世帯を構成員とした団体は認可の対象外です。また、会員は各々1個の表決権を有することになります。

なお、軽易な事項や合理的と判断される事項については、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして、「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を規約に定めることは可能です。

(規約例 第21条を参照)

※但し、規約の変更、財産処分及び解散の議決など、重要な事項については、表決権を世帯単位とする規定の適用は認められません。また、代表者や監事の選任も適当とは考えられません。

### 〔3〕 法人(事業所等)は構成員になれないか？

⇒ 構成員とはなれません。ただし、区域内に住所を有する法人等の団体が、地縁による団体に対して様々な支援等を行う関係から、意思決定には参加しない賛助会員等になることを妨げるものではありません。

その理由は、構成員は、あくまでも個人であり、地域社会における近隣関係の中心は個人間の関係にあるからです。法人等は地域社会の二次的な参加者に過ぎず、事業所等は個人と異なり法人等自体が活動するものではないことなどが挙げられます。

### 〔4〕 連合町内会が認可できる場合は？

⇒ A連合町内会という大きな組織があって、その中にB、C、D3つの単位町内会があった場合において、B町内会、C町内会、D町内会それぞれ構成員が自然人であり区域もはっきりしていて、規約を定めているなど、どれをとっても地方自治法の「地縁による団体」の要件を満たす団体であれば、B、C、Dの町内会、それぞれ認可できます。

しかし、小さいB、C、D町内会の連合体、つまり、町内会という複数の団体が構成員となっているような連合町内会は認可できません。



## 質 疑 事 項

(規約の認可について)

### 〔1〕 規約で認めることができない条項はどのようなものか？

⇒規約の内容が地方自治法の規定に抵触するものは認可できません。また、制限規定はないが、制度趣旨に反すると解される条項についても認可できないケースがあります。

#### 【認可できない条項の例】

①本会の会員は、区域に住所を有する世帯とする。

⇒世帯ではなく、個人でなければなりません。

②総会を代議員によって構成し、議案は代議員によって表決される。

⇒総会は個人によって構成し、議案は個人によって表決されなければなりません。

③緊急の場合、会長は総会の開催方法を書面表決のみに制限し、決議を省略することができる。

⇒毎年少なくとも1回は総会を開く必要があり、決議を省略することはできません。

ただ、例外的な方法として、2つの方法で総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議をすることができます。(16ページ[1]参照)

また、構成員が書面で表決することはできますが、表決方法を会長が書面に制限することはできません。相互に議論ができる環境を残す必要があります。

### 〔2〕 認可できない条項が含まれていた場合の取扱いは？

⇒再度検討いただき、改めて総会で承認を得てください。なお、修正が不要な部分だけを先に認可することはできませんのでご了承ください。

9～12ページに掲載の規約(例)にない条項を定めたり、規約(例)にある条項を削除する場合、認可できないことがありますので、事前に地域づくり推進課又は各支所の総務課・総務市民課までご相談ください。

## 質 疑 事 項

(総会の決議について)

### 〔1〕 総会を開催せずに決議する方法があるか？

⇒認可地縁団体の総会は、当該団体の意思決定を行う最高機関であり、本来、少なくとも毎年1回以上開催されるべきものです。  
ただ、例外的な方法として、以下の2つの方法で総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議をすることができます。

#### 【①総会を開催しないことについて事前に全員の賛成意思を確認する方法】

総会の決議事項について、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことを予め構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法により決議を行うことができます。なお、この場合には、通常どおりの決議要件が適用されます。

※書面又は電磁的方法による決議を行うことについて反対や未回答が一人でもいた場合、通常どおり総会を開催し討議する必要があります。

<規約における条文例>

(総会の開催)

構成員全員の承諾があるときは、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

#### 【②決議事項について全員の賛成意思を確認する方法】

総会の決議事項について、全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされます。

※その決議事項について全員が賛成でなければ可決することはできません。否決や未回答が一人でもいた場合、通常どおり総会を開催し討議する必要があります。

<規約における条文例>

(総会の議決)

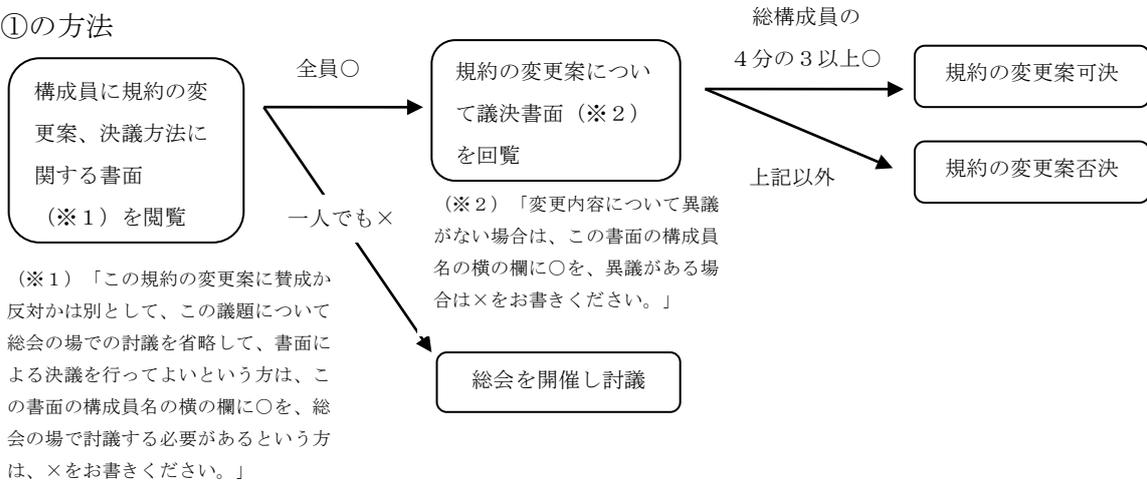
総会において決議すべきものとされた事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

以上のことについて、具体例をフロー図にまとめていますので、ご参照ください。

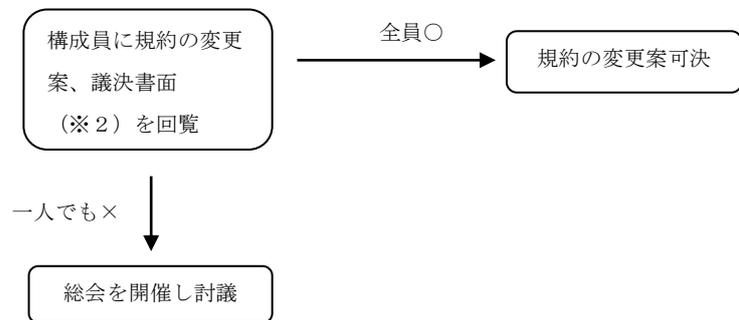
【参考】

○次回開催予定の総会において規約の変更をしたいと考えた場合

①の方法



②の方法



# 地縁団体様式

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 参考図書：区域図（加入世帯を色塗りしたもの）

1 日 時

年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分

2 場 所

鹿児島市 町内会公民館

3 出席者、議長及び議事録署名人

会員 名中 名出席（委任状による出席者も含む。）

定刻にいたり、 氏を議長に選出し、定足数を満たしていることを  
確認するとともに、議事録署名人に次の 名を選出して議事に入った。

会員

会員

4 総会に付した事項

- (1) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定による 町内会の認可申請について
- (2) 町内会規約の制定について
- (3) 代表者の選出について

5 総会の審議概要

- (1) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定による 町内会の認可申請については、出席者の総意をもって可決した。
- (2) 町内会規約の制定については、出席者の総意をもって可決した。
- (3) 氏を本会の代表者とするについては、出席者の総意をもって可決した。

上記は、 年 月 日開催の 町内会の総会議事録の抄本であることを証明する。

年 月 日

町内会〔 〕総会議長

鹿児島市

印

議事録署名人

鹿児島市

印

鹿児島市

印

署名又は  
記名押印  
(認印可)



# 承 諾 書

私は、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定される地縁による団体の認可申請書にあたり、  
\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日開催の\_\_\_\_\_総会の議決に従い、  
本会の代表者となることを承諾いたします。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_ 印

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 変更の年月日
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 変更の理由

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

地域づくり推進課		
課長	係長	係

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

請求者の氏名及び住所

氏 名

住 所

### 地縁団体証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、告示した事項に関する証明書の交付を受けたいので、ここに請求します。

記

証明を受けようとする地縁による  
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

必要数 部

請求理由

交付番号	発行年月日	手数料	契 印
第 号		円	

## 地縁団体名による財産登記について

### 「登記の原因」が、「委任の終了」の場合

実体上、当該地縁団体が認可を受けることによって、従前の代表者等の個人名義で登記しておくことについての委任関係が終了したことになりますので、その原因は「委任の終了」ということになります。

- 1 この場合、登記をする際には、認可日や代表者及び主たる事務所の所在地がわかる証明書が必要です。  
(通常は「地縁団体証明書」。証明書については、14ページ〔4〕を参照。)
- 2 「市長の認可の日」が委任関係終了の日となりますので、この日が「登記原因の日」となります。
- 3 登録免許税については、登記申請時における固定資産税の評価額によることとされています。
- 4 一般の法人については、法務局に印鑑の登録をしていますが、地縁団体については、認可を受けたことにより財産を登記しようとするものですので、印鑑登録の義務はありません。

※地縁団体が義務者になる場合等、ケースによっては「認可地縁団体印鑑登録証明書」や他の書類が必要になることがありますので、法務局や登記の専門家にご確認ください。

### 5 参考

〔表示登記〕 = 不動産の表示、その変更及び更生並びに滅失についてするものです。

〔所有権保存登記〕 = 所有権の保存登記は、土地、建物についてはじめて所有権の登記がなされるものであって、以後この登記を基礎として、所有権の移転登記、抵当権の設定登記等がなされることとなります。

## ○地方自治法（抜粋）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下この条及び第二百六十条の四十九第二項において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

⑯ 認可地縁団体は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、

同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体(以下「認可地縁団体」という。)並びに)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人(認可地縁団体を含む。)」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(認可地縁団体及び)」とする。

⑰ 認可地縁団体は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分之三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

一 財産の状況を監査すること。

二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。)により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 規約で定めた解散事由の発生

二 破産手続開始の決定

三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し

四 総会の決議

五 構成員が欠けたこと。

六 合併(合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。)

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したもとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- ② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

- ② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- ③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- ④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

- ② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、

かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

- ② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- ③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務(当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- ③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

- 一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。
  - 二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。
- ② 前条第一項の規定による告示後に前項(第二号に係る部分に限る。)の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。
  - ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
  - ④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項に

において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
  - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
  - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
  - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。
- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報(同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

## ○地方自治法施行規則（抜粋）

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
  - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
  - 三 構成員の名簿
  - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
  - 五 申請者が代表者であることを証する書類
- ② 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体(以下「合併後の認可地縁団体」という。)の規約
  - 二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
  - 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
  - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
  - 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約
  - 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- ② 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項(土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十六条の十三第四項及び森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行った場合
  - イ 名称
  - ロ 規約に定める目的
  - ハ 区域
  - ニ 主たる事務所
  - ホ 代表者の氏名及び住所
  - へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
  - ト 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
  - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
  - リ 認可年月日
- 二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合
  - イ 名称
  - ロ 規約に定める目的
  - ハ 区域
  - ニ 主たる事務所
  - ホ 代表者の氏名及び住所

- へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
  - ト 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
  - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
  - リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合
- イ 名称
  - ロ 規約に定める目的
  - ハ 区域
  - ニ 主たる事務所
  - ホ 代表者の氏名及び住所
  - へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
  - ト 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
  - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
  - リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 四 解散した場合(破産及び合併による場合を除く。)
- イ 名称
  - ロ 区域
  - ハ 主たる事務所
  - ニ 清算人の氏名及び住所
  - ホ 解散事由
  - へ 解散年月日
- 五 清算終了の場合
- イ 名称
  - ロ 区域
  - ハ 主たる事務所
  - ニ 清算人の氏名及び住所
  - ホ 清算終了年月日
- 六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合  
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容
- ② 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

② 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

② 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

③ 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申

請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

② 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

② 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による決議に係る構成員の承諾)

第二十二条の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

② 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

③ 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十二条の二の三 地方自治法第二百六十条の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十条の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十条の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

② 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の二の四 地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 合併後の認可地縁団体の名称

二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的

三 合併後の認可地縁団体の区域

四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所

五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

第二十二条の二の五 地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産(以下「申請不動産」という。)の登記事項証明書
  - 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
  - 三 申請者が代表者であることを証する書類
  - 四 地方自治法第二百六十条の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
- ② 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の三 地方自治法第二百六十条の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
  - 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
  - 三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者(以下「登記関係者等」という。)である旨
  - 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項
- ② 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
- ③ 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の四 地方自治法第二百六十条の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

- ② 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の五 地方自治法第二百六十条の四十六第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

- ② 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。